

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

| 正式名称  | 略称          |
|---|-------------|
| 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）                     | 改正会社法       |
| 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号） | 会社法整備法      |
| 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）        | 財務諸表規則      |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）                | 開示府令        |
| 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）       | 連結財務諸表規則    |
| 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）      | 中間財務諸表規則    |
| 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）     | 中間連結財務諸表規則  |
| 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）     | 四半期財務諸表規則   |
| 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）    | 四半期連結財務諸表規則 |

| No.               | コメントの概要   | 金融庁の考え方  |
|-------------------|---|--|
| <b>施行日・適用時期</b>   |   |  |
| 1                 | <p>関係政府令案の施行日が明らかになっていないことから、附則等で明らかにされたい。また、開示府令案の具体的な適用時期について示していただきたい。</p> <p>なお、会社法施行規則の改正では「施行日(2021年3月1日)前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告の記載については、なお従前の例による」とされ、12月・1月・2月を事業年度末とする企業への経過措置が設けられている。関係政府令の施行日についても同様の措置を設けるべきである。</p> | <p>本件の政府令等のうち、一部の政令(※1)は会社法整備法附則第二号に掲げる規定の施行の日(令和3年2月15日)、その他の政府令等は改正会社法の施行の日(令和3年3月1日)から施行・適用されます。</p> <p>(※1) 損害保険料率算出団体に関する法律施行令、金融商品取引法施行令(一部の規定)、保険業法施行令(一部の規定)</p> <p>なお、会社法施行規則の改正において事業報告の記載に係る経過措置が設けられたことを踏まえ、関係府令(※2)において同様の経過措置を設けています。</p> <p>(※2) 財務諸表規則、連結財務諸表規則、中間財務諸表規則、中間連結財務諸表規則、四半期財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則、開示府令、銀行法施行規則、保険業法施行規則、特定目的会社の計算に関する規則、投資法人の計算に関する規則</p> <p>その中で、開示府令第二号様式記載上の注意(54) a、b及び(57)の規定については、他の届出書の様式で準用されている場合を含め、最近事業年度の財務諸表が施行日以後に終了する事業年度のものである場合における届出書について適用し、上記規定が有価証券報告書の様式に準用される場合については、施行日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用することとされています。</p> |
| <b>金融商品取引法施行令</b> |   |  |
| 2                 | <p>金融商品取引法施行令第14条の12で、公衆縦覧が各個人のインターネットにおいても認められることを予定されていると思いますが、システム障害などで各個人のインターネットでは表示されず、財務局の入出力装置のみで表示可能な場合の取り扱いをどのように考えているのか教えてください。</p>  | <p>金融商品取引法施行令第14条の12の改正箇所は、ファイルに記録されている事項を、各個人がインターネットを利用して閲覧することを意味するものではなく、金融庁長官が金融商品取引法第27条の30の7第1項に基づいて公衆の縦覧に供する方法として、「インターネットを利用」する方法(EDINET 閲覧サイトにおいて閲覧が可能となる状態に置く方法)を新たに追加するものです。</p> <p>ご指摘のように、ファイルに記録されている事項が、何らかの事由により各個人のインターネット接続環境では表示されないという事象が生じた場合でも、EDINET 閲覧サイトにおいてその閲覧が可能な状態に置かれている限り、インターネットを利用して公衆の縦覧に供されたものと扱われます。</p>  |

|             |   |  |
|-------------|---|--|
|             |   | <p>なお、本改正後も、従来から規定されている財務局の入出力装置の映像面に表示させる方法の定めは維持されるため、その映像面への表示が可能であれば、当該方法により公衆の縦覧に供されたものと扱われます。</p>  |
| <b>開示府令</b> |   |  |
| 3           | <p>会社法改正により、上場会社において、取締役の報酬等として株式の発行等をするときは、金銭の払込等を要しないこととされた(会社法第202条の2第1項第1号、以下「株式の無償交付」という。)</p> <p>開示府令第19条第2項第2号の2においては、「発行価額又は売出価額」が1億円以上の譲渡制限付株券等の取得勧誘について、臨時報告書の提出が義務付けられているが、同号における「発行価額又は売出価額」について、株式の無償交付の場合には、どのように解釈するのか。</p> <p>なお、新株予約権については、現行法においても募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないことができるが、この場合の譲渡制限付新株予約権証券等の取得勧誘における「発行価額又は売出価額」の解釈についても併せてご教示願いたい。</p> | <p>金銭の払込みを要しない株式報酬や、無償発行で行使時に金銭の払込みを要しない新株予約権報酬の発行価額(売出価額)については、その公正な評価額が発行価額になるものと考えており、金融商品取引法第4条第1項第1号(金融商品取引法施行令第2条の12に規定する場合に限ります。)の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる株券等の取得勧誘又は売付け勧誘等の場合で、かつ公正な評価額が1億円以上となる場合には、臨時報告書を提出する必要があると考えられます。</p> <p>現行法下の発行時に金銭の払込みを要しない新株予約権報酬については、個別の事案に応じて判断することとなります。</p> |
| 4           | <p>現行の開示府令上、有価証券報告書において開示が求められる自己資本比率は、純資産額から新株予約権の金額及び非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合により算出するものとされている(第三号様式記載上の注意(5)aにより、第二号様式記載上の注意(25)a(j)に準じて記載。)</p> <p>他方で、会社法改正に伴い、「株式引受権」という科目が追加され、純資産の部に「株式引受権」が計上されることとなる。</p> <p>この「株式引受権」の新設に伴い、上記の自己資本比率の算出において、株式引受権についても新株予約権のように純資産額から控除することになるか。</p>   | <p>ご指摘のとおり、株式引受権は株主に帰属するに至っておらず、株主資本ではないことから、自己資本比率・自己資本利益率の計算上純資産額から控除することが必要と考えます。ご指摘を踏まえ、株式引受権が控除されるよう文言を修正します。</p>   |
| 5           | <p>第二号様式記載上の注意(33)において、「株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社及び株式交付子会社となる会社」を「株式交換完全子会社等」と、「株式交換完全親会社となる会社、株式移転完全親会社となる会社及び株式交付親会社となる会社」を「株式交換完全親会社等」と新たに定義している。</p> <p>一方、第三号様式記載上の注意(48)eに定義についての同様の規定があるが、その「株式交換完全子会社等」「株式交換完全親会社等」の</p>  | <p>第二号様式と第三号様式で、「経営上の重要な契約等」の開示に関する用語の定義は異なりますが、ご指摘の差は「経営上の重要な契約等」の開示に関する用語の定義と、「財務諸表」の開示に関する用語の定義が異なっていることによるものです。</p> <p>第三号様式記載上の注意(48)「財務諸表」eについては、ご理解のとおり、株式交付の場合を含めておりません。これは、株式交付が完全子会社化を前提とするものではないことや、その手続実施の段階では株式交付子会社との連</p>   |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>定義には、それぞれ「株式交付子会社」「株式交付親会社」は含まれていない。</p> <p>第二号様式と第三号様式で定義が異なるということになるのか確認したい。</p> <p>また、株式交付が行われた場合について、「2財務諸表等」の「(3)その他」では株式交付子会社の財務諸表の記載は必要ないという理解で間違いがないか確認したい。</p>  | <p>携が前提となっていないことを考慮し、株式交付子会社の財務諸表の記載までは求めないこととしたものです。</p> <p>第二号様式記載上の注意(67)「財務諸表」eについても、同様の趣旨から株式交付の場合を含める改正を行っておりません。</p> <p>他方、「経営上の重要な契約等」に関する第三号様式記載上の注意(13)は、第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載することとされており、「経営上の重要な契約等」の開示に関しては第二号様式、第三号様式で同じ取扱いとなります。</p> |
| 6 | <p>第二号様式記載上の注意(54) a中に、「取締役等との間で役員等賠償責任保険契約を締結した場合には…」とあるが、取締役等と直接契約を締結するものではないと考えられるため、「役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結している場合」であることが明確となるように定めた方がよいと思われる。</p>  | <p>ご指摘のとおり、文言を「役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約」に修正しました。</p>   |
| 7 | <p>第二号様式記載上の注意「(54)コーポレート・ガバナンスの概要」中、「当該契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にはその内容」との文言及び「填補の対象とされる保険事故の概要及び被保険者によって実質的に保険料が負担されているときにおけるその負担割合」との文言は、それぞれ、会社法施行規則第121条第3号の2ロ、同第121条の2第2号に規定する内容と同一であるとの理解でよいか、確認したい。</p>                           | <p>ご理解のとおりです。</p>  |
| 8 | <p>第二号様式記載上の注意「(56)監査の状況」で、「監査役及び監査役会」が会計監査人の報酬について同意した理由の記載を求めている。これは、監査役会の同意理由に加えて、各監査役の同意理由も記載することを求めているのかをまず確認したい。事業報告で開示が求められるのは監査役会の同意理由のみであるところ、有価証券報告書で各監査役の同意理由の開示まで求めているのであれば、会社法で求められている範囲を超えるものであるため、「監査役会」の同意理由の開示のみで足りるよう記載を改めるべきである。</p> | <p>ご指摘の箇所は事業報告で開示が求められる範囲を超える開示を求めるものではありません。ご指摘を踏まえ、該当箇所につき、誤解を避けるべく「監査役又は監査役会」に修正しました。</p> <p>なお、監査役会を設置していない会社については、事業報告において監査役の同意理由の開示が求められています。</p>   |
| 9 | <p>第二号様式記載上の注意(57) aには、「提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針を定めている場合には当該方針の内容を記載すること。また、会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めている場合には、会社法</p>  | <p>投資者の理解が容易になる観点から、記載内容が同様である又は重複する箇所があれば、適宜、当該他方を参照、引用するなどして記載することは差し支えありません(企業内容等開示ガイドライン5-14参照)</p>  |

|                |   |  |
|----------------|---|--|
|                | <p>施行規則第 121 条第 6 号イからハまでに掲げる事項を記載すること。」とある。</p> <p>役職ごとの方針と会社法第 361 条第 7 項の方針又は同法第 409 条第 1 項の方針が同じ場合には、重複して記載する必要はないという理解でよいか確認したい。</p>   |  |
| 10             | <p>事業報告では、非金銭報酬等の内容の開示について、業績連動報酬であるかどうかにかかわらず開示が求められるが、開示府令の第二号様式・記載上の注意(57) b は、業績連動報酬の全部又は一部が非金銭報酬等である場合に開示が求められ、非金銭報酬等が業績連動でない場合、たとえば、非業績連動型の株式報酬（特定譲渡制限付株式や、役位に応じてポイントを付与する非業績連動型の株式交付信託）については、その内容を記載しなくてもよいという趣旨か。</p>   | <p>ご指摘を踏まえ、事業報告との平仄の観点から文言を修正し、非金銭報酬等の種類別総額及び内容の開示について、業績連動報酬であるか否かにかかわらず開示を求めることとしました。</p>  |
| 11             | <p>非金銭報酬の内容の開示箇所について、例えば、会社法第 202 条の 2 に基づく取締役の報酬等として株式を無償交付する取引の場合には、企業会計基準委員会(ASBJ)から公表予定の「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」に基づいて注記した箇所を参照する方法でもよいか。</p>  | <p>投資者の理解が容易になる観点から、記載内容が同様である又は重複する箇所があれば、適宜、当該他方を参照するなどして記載することは差し支えありません(企業内容等開示ガイドライン 5-14 参照)。</p>  |
| 12             | <p>改正箇所において、「当該事業年度」という文言を用いているが、第二号様式記載上の注意(57)のほかの箇所で用いられている「最近事業年度」と同じ意味という理解でよいか。</p>   | <p>ご理解のとおりですが、ご指摘を踏まえ、該当箇所の文言を「最近事業年度」に修正します。</p>  |
| 13             | <p>第二号様式(及び第二号様式を準用する第三号様式)において記載が求められる「補償契約」及び「役員等賠償責任保険契約」は、対象事業年度において締結されているものである旨を明らかにすべきである。</p> <p>また、会社法施行規則の改正で事業報告について設けられている経過措置と同様に、3 月を事業年度末とする企業の 2020 年度の有価証券報告書において記載が求められる「補償契約」及び「役員等賠償責任保険契約」は、改正会社法の施行日(2021 年 3 月 1 日)後に締結されたものである旨を明らかにすべきである。</p> | <p>記載事項として新たに追加された補償契約及び役員等賠償責任保険契約については、従前の責任限定契約と同様、提出日の時点で締結されているものを記載すべきと考えます。</p> <p>開示府令第二号様式記載上の注意(54) a、b については、最近事業年度の財務諸表が施行日以後に終了する事業年度のものである場合における届出書及び施行日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書に適用する旨の経過措置が附則中で設けられますが、補償契約及び役員等賠償責任保険契約に係る記載事項については、当該附則の中で、施行日以後に締結されたこれらの契約に係る事項に限る旨の限定が付される予定です。</p> |
| <b>銀行法施行規則</b> |   |  |
| 14             | <p>銀行法施行規則別紙様式第 9 号の改正案について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「記載上の注意 3」に、「この様式中の表及び各項目の『記載上の注意』に定める内容が</li> </ul>   | <p>いずれもご理解のとおりです。</p>  |

|                            |  |  |
|----------------------------|--|--|
|                            | <p>含まれていれば、適宜欄を追加してその他関連内容を記載し、又は様式中の表の形式によらなくても差し支えない」とあることから、以下の記載が許容されると理解してよいか。</p> <p>✓「3. (3) 社外役員に対する報酬等」について、有価証券報告書の記載（開示府令第三号様式記載上の注意(38)、同第二号様式記載上の注意(57)）と合わせ、「2. (2) 会社役員に対する報酬等」の表に統合して記載する。</p> <p>・「記載上の注意4」に、「有価証券報告書の記載項目と類似・関連する項目について、実質的に同一の内容と解される場合には、有価証券報告書で規定されている用語を用いても差し支えない」とあることから、以下の記載が許容されると理解してよいか。</p> <p>✓「1. (3) 使用人の状況」の「使用人」について、有価証券報告書の記載（開示府令第三号様式記載上の注意(9)、同第二号様式記載上の注意(29)）と合わせて「従業員」と記載する。</p> <p>✓「1. (3) 使用人の状況」の「平均給与月額」について、有価証券報告書の記載（開示府令第三号様式記載上の注意(9)、同第二号様式記載上の注意(29)）と合わせて「平均年間給与」を記載する。</p> |  |
| <b>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令</b> |  |  |
| 15                         | <p>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第1項第1号においては、「払込金額」が1億円未満であると見込まれる募集については、内部者取引規制上の軽微基準に該当する旨が定められているが、同号における「払込金額」について、株式の無償交付の場合には、どのように解釈するのか。</p> <p>なお、新株予約権については、現行法においても募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないことができるが、この場合の「払込金額」の解釈についても併せてご教示願いたい。</p>  | <p>一般に、「募集の払込金額の総額」とは、募集時に払い込まれる金額の総額をいうものと考えられます。今般の改正は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第1項第1号イの「払込金額」に係る取扱いについて変更するものではありません。</p> |